

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成 28 年 5 月 16 日（月） 14：00～16：00

2 場所 西鉄イン福岡 2 階 大ホール

3 議事

- (1) 福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案について
- (2) 博多湾環境保全計画（第二次）の素案について
- (3) 福岡市環境配慮指針（平成 28 年度改定）の素案について

4 報告

- (1) 新循環のまち・ふくおか基本計画の評価・見直しについて

5 出席者（敬称略）

	氏 名	役 職 等
○	浅野 直人	福岡大学 名誉教授
	阿部 真之助	市議会議員
	井上 眞理	九州大学大学院 農学研究院 教授
	大串 渉	九州経済産業局 資源エネルギー環境部 次長
	包清 博之	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授
	楠田 哲也	九州大学 名誉教授
	勢一 智子	西南学院大学 法学部 教授
	平 由以子	特定非営利活動法人 循環生活研究所 理事長
	田中 綾子	福岡大学大学院 工学研究科 教授
	栃木 義博	市議会議員
	富永 周行	市議会議員
	ひえじま 俊和	市議会議員
	久留 百合子	(株)ビスネット代表取締役／消費生活アドバイザー
	藤本 顕憲	市議会議員
	藤本 一壽	九州大学 名誉教授
	二渡 了	北九州市立大学 国際環境工学部 教授
	松野 隆	市議会議員
	松藤 康司	福岡大学 工学部 教授
	森 あや子	市議会議員

○ 会長

II 議事録

1 開 会

●事務局（環境政策課長）

福岡市環境審議会を始めさせていただきます。私は本日の進行を担当いたします福岡市環境局環境政策課長の鎌でございます。よろしくお願いいたします。

本日は総数 27 名中 19 名の委員の方にご出席いただいております。福岡市環境審議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

また、この会議は福岡市情報公開条例第 38 条に基づき、公開にて開催いたしますのでご了承ください。なお、傍聴者は 4 名いらっしゃっております。

まず、委員交代のご報告でございます。九州経済産業局資源エネルギー環境部の檀孝司委員が、人事異動に伴い審議会委員を退任されております。後任として、九州経済産業局資源エネルギー環境部次長の大串渉様へ委員にご就任いただいておりますので、ご紹介させていただきます。大串委員には福岡市環境審議会条例第 3 条に基づき、前任者の在任期間である本年 8 月 31 日までの任期をお務めいただきます。

次に、事務局側につきましても 4 月に人事異動がございましたのでご紹介をいたします。

それでは審議会の開催にあたりまして、環境局長の吉村よりご挨拶を申し上げます。

●事務局（環境局長）

この 4 月より、前任の星子局長の後を受けまして環境局長となりました吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はご多忙の中、また足元の悪い中を環境審議会の総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆さま方には、日頃から本市環境行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて 4 月の 14 日、16 日に発生いたしました熊本の地震から 1 ヶ月あまりを経過いたしましたところでございますが、まずは今回の地震で被災をされました方々にお見舞いを申し上げます。福岡市では熊本市に一番近い政令市として、避難所の運営のためにいち早く職員を派遣いたしましたほか、環境局といたしましても災害ごみの収集や本市清掃工場でのごみの受け入れを行ってまいりました。また、市民の皆さまから多くの救援物資をいただき、それらを被災地に届けさせていただいたところでございます。しかしながら、今なお多くの方が避難生活を余儀なくされており、被災者の方々が一日も早く元の生活に戻られるよう、引き続き支援を継続していくことといたしております。

さて、本日の環境審議会総会でございますが、この熊本地震を通じて災害時の廃棄物処理の問題を再認識することとなりましたほか、この 4 月には電力小売全面自由化が開始されたなどの状況もございます。このように、環境に関する課題は、廃棄物、エネルギー分野から生物の多様性、身近な生活環境まで様々なものがあり、福岡市では第三次環境基本計画に掲げる「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」を目指しまして、施策の 4 つの柱でございます「快適良好な生活環境」、「自然共生」、「資源循環」「低炭素」の取組みを、市民、事業者、行政が連携して進めていかなければならないと考えているところでございます。

本日は「福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案」のほか、「第二次博多湾環境保全計画

の素案」、また「福岡市環境配慮指針改定の素案」などにつきましてご審議いただきます。
限られた時間ではございますが、委員の皆さま方におかれましては、忌憚のないご意見
とご指導を賜りますようお願い申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

●事務局（環境政策課長）

議事に入ります前に、本日の会議で用いる資料の確認をさせていただきます。事前にお
送りした資料といたしまして、議事次第のほか、資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 2-1、
資料 2-2、資料 3-1、資料 3-2 と記載されたものがございます。

また当日配付資料といたしまして、資料 4、座席表、福岡市環境審議会委員名簿、関係
例規集をお配りしております。資料に不足等がございましたらお持ちいたしますので、挙
手をお願いします。

2 議事

●事務局（環境政策課長）

それでは次第 2 の議事でございます。これ以降の議事進行につきましては、浅野会長に
お願いいいたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

○会長

それでは今日もお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。

金曜日の閣議で温暖化対策の国の計画が正式に決定いたしまして、さらに本日まで富山
で環境大臣会合が開かれ、そこでまた重要な決定が色々行われるであろうと思っていま
す。大変世の中の動きが激しい時代ですので、よろしくお願いいいたします。

先ほど事務局からご紹介いただきましたが、本日から大串委員にご就任いただいており
ます。大串委員の所属される部会につきましては、福岡市環境審議会条例施行規則の規定
に基づいて会長が指名をすることになっておりますが、お手元に配付いたしました資料の
とおり、前任者が所属されておりました循環型社会構築部会にお入りいただくように指名
させていただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

(1) 福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案について

○会長

それでは議事に入らせていただきます。

まず、福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案についてです。この計画は福岡市の環境
基本計画の部門別計画にあたるものとしての「福岡市地球温暖化対策地域推進計画」と「福
岡市役所環境保全実行計画」を統合して策定するものとしております。

福岡市役所環境保全実行計画は、地球温暖化対策推進法の中で定められておまして、
各地方公共団体の事務事業に関する温室効果ガス削減のための計画で、言ってみれば法定
の計画ということになります。

併せて、この計画の中に区域施策編と通常言っておりますけれども、地域で取り組むべ
きことについても規定をせよ、ということになっております。ところで福岡市には福岡市
独自の地域地球温暖化対策の計画がありますが、これを区域施策編と一体となすものとい
うことで計画が作られております。

この法定の計画と福岡市の任意の適応計画、2つを一体的なものとして作ろうということになっておりまして、これまで色々ご議論をいただきましたが骨子案がまとまりました。今後は、この骨子案をさらに肉付けをしていくという段取りになりますが、まずは骨子案の内容について、地球温暖化対策部会長からご紹介いただきたいと思います。

○地球温暖化対策部会長

本日は骨子案をまとめておりますので、簡単にそれについて報告させていただきます。

福岡市地球温暖化対策実行計画協議会で作成された骨子案につきましては、4月19日に地球温暖化対策部会で協議し、いくつか意見が出ました。主なものを紹介いたしますと、今後も成長が見込まれる福岡市において、国を上回る目標を達成するために、市民・事業者に加え福岡市役所が率先して削減に取り組むことが重要であること。2つ目に、都市の発展を続ける福岡市は、天神やウォーターフロント地区の再開発等によって省エネ・創エネが総合的に行われるよう、事業者や市役所内の関係局と連携する必要があること。そして3番目ですが、計画策定後、PDCAサイクルを回していくためには、市役所内部の会議だけでなく外部の会議も活用すべきであること、といった意見をいただいております。そういった意見を踏まえ骨子案を修正し、今日の資料とさせていただきます。

これからは、この骨子案をもとに、本年9月に向けて素案を作成し、12月に計画策定という予定にしております。その過程の中で、福岡市地球温暖化対策実行計画協議会や地球温暖化対策部会を適宜開催しながら、先進的な計画の策定に取り組んでいきたいと考えております。

以下、骨子案の詳細については事務局から説明をいたします。以上です。

●事務局（温暖化対策課長）

環境局温暖化対策課長の吉田と申します。福岡市地球温暖化対策実行計画の骨子案についてご説明いたします。資料につきましては、概要版として資料1-1と、資料1-2、資料1-3とした本編と資料編がそれぞれひと綴りです。本日は概要版を用いてご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。1の計画についてです。本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく法定計画であり、これまでの計画との違いは、市民や事業者を含む市域全体を対象とした「第三次福岡市地球温暖化対策地域推進計画」と、市役所の業務を対象とした「福岡市役所環境保全実行計画」の2つの計画を結合し、策定する点です。

「2 骨子策定までと今後のスケジュール」は、骨子案策定までと今後の策定スケジュールについてです。本日、環境審議会にてご審議いただいた後、市議会にご報告いたします。その後、素案を環境審議会地球温暖化対策部会にてご審議いただき、その後、環境審議会、市議会にご報告し、そしてパブコメを行いたいと考えております。

「3 現行計画の検証」です。本市において温室効果ガスの排出割合が多い家庭・業務・自動車の3部門を重点部門と位置づけ、平成16年度比で家庭部門が世帯当たり8%、業務部門が床面積当たり14%、自動車部門が1台当たり8%、それぞれ削減する原単位当たりの目標を掲げておりましたが、自動車部門以外は電力使用に由来する温室効果ガス排出係数の増大に伴い、目標達成が困難な状況となりました。また、市役所業務においても自動車部門は目標を達成しましたが、庁舎等からのCO2排出量は目標を達成できませんでした。なお、庁舎等から排出される廃棄物の減量は目標を達成しております。

続きまして、資料 1-1 の 2 枚目をご覧ください。第 1 章は「計画策定の背景・意義」として、地球温暖化の現状や国内外の動向を記載しております。

次に第 2 章では「温室効果ガス排出の現況と将来推計」として、本市の温室効果ガス排出の現況、本市の地域特性、国を含め何も対策を行わない場合の将来推計を記載しております。将来推計では、国内の人口が減少する中で本市の人口は増加すること、それに合わせて自動車保有台数も増加すること、また事業所の延べ床面積が国内よりも高い伸びを示し、そのため何も対策を行わない場合の温室効果ガスは今後も増加を続けると推計しております。

次に第 3 章では「計画の基本的事項」として、計画の位置づけ、基準年度、目標年度、温室効果ガス削減目標、対象とする温室効果ガスを記載しております。本市の地球温暖化対策実行計画における基準年度や目標年度は国と同じとしておりますが、温室効果ガス削減の中期目標は国が 26% に対し、それを上回る 28% としております。この目標の考え方につきましては、先ほどの温室効果ガス排出量将来推計から国の対策や規制導入による削減量約 9%、電源構成の変更による削減量約 23% に加え、本市独自の取組みによる削減量約 3% を引き去り、基準年度の 2013 年度、平成 25 年度の基準値から差し引きました 28% 削減を目標値としております。なお、参考として部門毎の削減割合の国との比較を記載しております。国と本市は、世帯数などの今後の伸びが異なるため、家庭部門は世帯当たり、事業部門は床面積当たりで、運輸部門は自動車 1 台当たりで比較しておりますが、本市の目標は国の目標に見劣りするものではないと考えております。また、国の施策や規制による削減につきましては、国の取組みだけでなく福岡市も一緒になって取り組むことによって、この目標が達成できると考えております。

資料 1-1 の 3 枚目をご覧ください。第 4 章では「対策・施策」を記載しております。基本理念は第三次福岡市環境基本計画に記載しております「未来につなぐ低炭素のまちづくり」とし、その副題として「地球にやさしい暮らしと都市活動とが調和した発展を続けるまち・ふくおか」としてしております。施策体系につきましては、表の左から、省エネについて、エネルギーマネジメントについて、交通体系について、廃棄物について、気候変動への適応についてとし、それぞれ将来像、めざす姿、基本方針、市の施策例を結びつけております。

また、めざす姿につきましては、市全体、市民・事業者、地域とそれぞれ記載しております。一例を挙げてご説明します。将来像の左端にあります「みんなが環境にやさしいまち」では主に省エネについて記載し、めざす姿の市全体では「まち全体に省エネルギー等に関する情報が浸透し、一人ひとりがエネルギーを効率的に利用するまち」としてしております。市民・事業者は「日常的な省エネ行動の浸透、環境と経済成長の調和、フロンガスの適切な管理」が行われ、地域では「地域が一体となって日常的に省エネ行動を行う」としてしております。このめざす姿となるための本市の施策例としまして、「住宅の省エネ改修における助成」や「高効率照明の設置補助」、「地球温暖化対策地域計画書制度の導入」などを掲げております。

基本方針の欄をご覧ください。左から 4 つ目の項目までは「緩和策」とし、右端は「適応策」としてしております。人間活動による温室効果ガス濃度の上昇を抑制するのが緩和策で、最大限の緩和策でも避けられない影響を低減するのが適応策となっております。

市の施策で記載しております「自然災害対策」や「水資源対策」などがこの適応策に該当します。

また、分野横断型施策として人づくりやネットワークづくりと国際協力の展開の2つを掲げております。それぞれのめざす姿、基本方針、市の施策例は記載のとおりです。これらの対策・施策にはそれぞれ成果指標を設けることとしており、目標値を一番下の欄に記載しております。成果指標のうち電源構成に影響を受けるものはエネルギー使用量を指標としております。

1カ所記載に誤りがございます。成果指標の「再生可能エネルギーによる発電規模」において、約15.7万kWが2013年度と記載しておりますが、これは2014年度の誤りです。

次に第5章では「市役所業務における対策」を記載しております。削減目標は市内事業者の業務部門と同レベルとしており、2022年度を目標年度とし、エネルギー使用量8%削減を掲げております。本市は基準年度以降、地下鉄七隈線の延伸などエネルギー使用量の増加が見込まれますので、これまで以上にエネルギー使用量削減に取り組んでいく必要があると考えております。対象施設や対策・施策は記載のとおりです。

最後に第6章「計画の進行管理」です。計画の推進につきましては、関係団体と連携を図り、進捗状況につきましては適宜環境審議会等に報告してまいります。先日の部会でご意見をいただきました、民間も入っている福岡市地球温暖化対策実行計画協議会での進行管理につきましては、後日、同協議会の中でご意見をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○会長

地球温暖化対策部会長と事務局から、今度新しく作ろうとしている福岡市地球温暖化対策実行計画骨子案についてご説明いただきました。

骨子案は柱を作るということですから、細かい内容を詰めていくことは今後の作業になりますけれども、そこでどんなことを入れたらいいかということも含めて、ご意見あるいはご質問があればお伺いをしたいと思います。では、どうぞ。

○委員

先だって地球温暖化対策部会でご意見を言わせていただきました。今日は総括的なまとめの作業に入っておりますが、大まかに申しあげたいと思います。

ご承知のように、温暖化対策のパリ協定は世界中で175カ国が賛同しているということ、今世紀中にCO₂の排出量と吸収量の合計をゼロにしていく、これは我が国でもそういう方向で目標を出しており、2030年で26%削減という日本の目標も出されたんですけれども、本市の目標というのは我が国の目標と比べても遜色ないというふうに言われております。色々勉強させていただきますと、さまざまな取組みの中で排出ゼロに取り組まれています。

そういう中で、日本政府が目標とする2030年度の電源構成について、さまざまあると思いますが、主にどういう形になっているのかという表は出ていますか。

●事務局（温暖化対策課長）

資料1-3の2枚目の裏側の上の図が7ページになっております。こちらに国が示しております将来の電源構成がグラフで表されております。

○委員

分かりました。これを見てもみますと、再エネが 22～24%、原子力が 22～20%、LNG それから石炭となっています。今、とりわけ石炭火力発電に対してさまざまな批判が起こっておりまして、世論、国際的に大きな動きも出ております。それから、一番注目されている再生可能エネルギーですけれども、国が 22～24%という状況の中で、本市の場合は、何を主体として CO2 を減らしていくのかという基本的な考え方はどうなっているんですか。

●事務局（温暖化対策課長）

電源構成につきましては、全国電気事業協力が目標値として出しております 2030 年度に向けての目標値、0.37 という数字をもとに、電源構成の変更による CO2 削減ということで検討してございます。

○委員

最後に、今回熊本で地震が起こって、川内原発は動いているんですが、それに関わる石炭火力発電が今後まだ 26%程度、2030 年まで続く。これを脱却していくとした場合に、原子力発電のほうに行きかねないと思うんです。しかし、東日本大震災や今般の川内原発、あるいは玄海原発の状況等を見ますと、一旦事故が起これば安全性や廃棄物等の問題で停まってしまうという恐れがあるんですね。クリーンエネルギーではないということなんです。それで本市の場合は再生可能エネルギー、太陽光あるいは風力、そして小水力、こういったものを電源構成の主力にして CO2 を減らしていくと、そういう基本的な考え方をきちんと位置づける必要があるのではないかなと思います。そういう点で、細かい話ですけども、福岡市で風力については、鳴り物入りで風レンズ風車等を含めて 10 倍以上の電力を作ると言っていたのが、この間、その風レンズ風車から撤退をする方向が出ていると思うんですね。そうした場合に、電源構成からいって当初の戦略目標を達成し得るのか、その辺のところ非常に私は疑問に思えてなりません。そうした点についてどう考えているのか、基本的には再生可能エネルギーを主力とした電源構成で CO2 を減らしていく、温暖化対策を進めていくという、そういう方向性をきちんと打ち出すべきではないかと思いますが、簡潔で結構でございますからよろしく願いいたします。

●事務局（温暖化対策課長）

再生可能エネルギーの普及促進につきましては、現在福岡市でも計画を作って、それに基づいて進めているところでございます。

温室効果ガス削減に向けた電源構成につきましては、国または全国電気事業連合会が打ち出しております数値に向かって進んでいくものと考えております。

なお、福岡市民が賢く電力を選択して購入するよう、温室効果ガスの排出が少ない電力を選択していただくよう啓発等も行っていきたいと考えてございます。以上です。

○委員

それは分かりました。福岡市環境・エネルギー戦略有識者会議の中で、当時、市は現状約 10 万 kW の再生可能エネルギーによる発電規模を 4 倍の 40 万 kW にしていくということを出しているんですよ。風力発電の規模は、現状の約 23kW から 2030 年には 10 倍の 230kW にすると。これが実際に現実的な課題に今なっているのかどうなのか。風レンズ風車を撤退したという中で、その辺のところしっかりと市民の中に説明されてないと、根幹が壊れてしまうんじゃないかなということ指摘しておきたいと思います。以上です。

○会長

どうぞ。

○委員

私は2点、本来ならば前回の部会で聞かなければならなかったところを同じような発言になってしまって申し訳ありませんが教えてください。

資料1-1の2枚目、これは容易に想像がつくのですが、パリ協定での「全ての国と地域」の地域というのは、国を名乗ることができない地域という理解でいいのでしょうか。

●事務局（温暖化対策課長）

そのとおりです。

○委員

分かりました。

次に資料1-1の3枚目にある「市の施策例」についてです。「住宅の省エネ改修における助成」、「高効率照明の設置補助」、それから「地球温暖化対策地域計画書制度の導入」。ここでの地域というのはどういう性格ですか。

●事務局（温暖化対策課長）

市の施策例の左端、主に省エネについて記載している部分の一番下の「地球温暖化対策地域計画書制度の導入」で、国のほうから各都市に、こういった制度を導入してはどうかということで働きかけられている名称をそのまま記載しております。

ここでの地域というのは福岡市という意味で、福岡市内の事業者に向けて、事業者が省エネ等にどう取り組んでいくのかという計画書を出していただいて、その評価をやっていこうという、そういう制度を導入したらどうかということで検討していきますということで記載してございます。

○委員

分かりました。これから議論をした計画書を出していただくにあたって、それが実効性のある担保をどうするのかという議論が前回の部会の話だったという理解でいいですかね。

それからお聞きしたい2点目です。資料1-2の2枚目の真ん中、第2章です。「福岡市の地域特性」の自動車保有台数の将来推計。これは本編の資料の中に出てきますが、2013年度を100としたら2030年度は106ですね。6ポイント上がっているということですが、これはどういう根拠でこの数字が出てくるのでしょうか。

●事務局（温暖化対策課長）

自動車の保有につきましては、世帯で持つという場合と個人で持つという場合がございます。過去のトレンドを見ていったときに、人口の伸び等のほうに連動しているというところからこのくらい伸びるであろうという推定をしております。

○委員

私の理解では、過去の福岡市の傾向値から判断しましたということですよ。そうしますと、資料1-1の3枚目、「将来像」の下の「めざす姿」の中に、「環境負荷の少ない交通手段のネットワークが構築され、快適に利用することができるまち」とあります。その他公共交通機関だとか「総合交通体系づくりの推進」というのが続いてくるんですが、今までの「公共交通がエネルギー効率が低い」という議論の中で、自動車交通からの移転というのが大きな目標でありますよね。すると、今までの公営交通あるいは民鉄も含めて果た

してきた公共交通が、自動車交通からの移転というものをどういうふうに評価して保有台数との関連の中で数字が1.6倍に反映されたのかというのが、ちょっとそこがよく読み取れないんですが説明できますか。

○会長

自動車の伸びのほうは趨勢を言っているだけで、政策的な評価を入れてないと思います。つまり、何にもしないところになります、ということで伸びを見ているわけです。ですから、政策を入れればそれが減りますから。単体の1台1台の原単位が下がるという効果と、さらに公共交通へのシフトができれば、また全体としての負荷は下がるでしょうから。それは将来の調整枠分として取ってあると考えておけばいいのではないのでしょうか。

●事務局（温暖化対策課長）

補足させていただきますと、資料1-3と書いてございます資料の左下に赤い丸で18と書いてございます部分が、1日当たりの鉄道・バス乗車人員のこれまでの流れで、これを基に今後の推計等を行った上で、公共交通機関の利用がどういうふうになっていくか、CO2排出がどうなっていくかというのを推定してございます。

また、自動車単体につきましては、それぞれの燃費等の向上を見込んでございまして、それに加え、道路整備等で渋滞等がなくなればもっと燃費も良くなるということで、その分を加味してこういう数値にしてございます。

○委員

そうすると結構複雑な計算になりますよね。よく分かりますよ、何もしなければこれだけ伸びますと。それと、何をすればこれだけ減りますということが当然リンクしないとよく分からない説明になるんじゃないかと私は思ってしまったんですね。

それで、その複雑な計算はあるでしょう。自動車単体のエネルギー効率が良くなっているということもありますし、だったら、もう自動車はそのままでいいのかということにはならないはずですよ。私、肯定しているわけではないですよ。

そうすると、やっぱりここで公共交通をこれだけ書かれているんだったら、自動車効率それ自体のエネルギー効率化が進むと同時に移転をしていくことがコンパクトなまちづくり、トータルな意味でのエコシティになっていくわけでしょうから、そこをしっかりと推進すべきだという書き様があるんじゃないかと。極めて限定的な言い方で恐縮なんです。それがちょっと私は読みにくかったなと思います。具体的には結構ですが、そこら辺りの考え方をお聞かせいただければと思います。

●事務局（温暖化対策課長）

先ほどご説明したのが、対策を行った場合に減っていくという見込みで、単純に何もしない場合の将来推計につきましては、自動車も増えて排出量も増えるというところを出している分でございます。

今ご指摘いただきました公共交通機関の利用促進につきましては、利用環境の整備等を踏まえて、どういうふうに促進していくかというのを、今後の施策に盛り込んでいきたいと考えております。

○会長

むしろ今後、骨子案からさらに次のステップに移っていく段階の話としてなら、委員のご指摘なさりたいことはよく分かります。走行量の増加を放ったらかしにして、それで1

台1台の効率が良くなればよくなるというだけでなく、公共交通機関へのシフトをもっと積極的に図ることが必要である、ということをおっしゃりたいのだらうと思います。全くそれには異論がないところです。

さらに、これから何とか時間をあまりかけずに書き方の議論ができるならやっていただきたいのは、コンパクトシティを狙っていかなきゃいけないという大きな国全体の方向性があるのですが、福岡市は人口が伸びることばかり言っていて、コンパクトシティにするという発想がまるっきり今のところ出てこない。もっと議会はしっかり頑張ってくださいらないかと言いたいのです。

特に、地下鉄があるわけですから、地下鉄沿線に集合住宅がどんどん増えて、そこに皆さんが住んでいけば車に乗る必要もなくなって、みんな地下鉄を利用して移動できるようになります。今は郊外に戸建てで住んでいるという方が多いのですが、これから高齢化が進むときに本当にこのままでもつかどうか。おそらくそういう方々が歳を取ってこれられると、まちの中に戻ってきたほうが生活しやすいということになるのではないだらうかとも思います。そうすると必然的に、郊外に住んでいる方がマイカーを使わなきゃいけない状態はなくなってきます。こういう方向は福岡市としても、積極的に進めていかないといけない方向なのだらうと思います。

今、国全体がそういう方向を考えていて、今度の温対法改正の中にもこのような考え方をはっきり入れようとしています。ですから、そういうことはもう少し福岡市が考えてほしい。環境局だけが言っても都市計画がその発想になってくれないと先に進まないわけで、ぜひ全庁で考えていただきたいことだと思っています。

ですから、ぜひ議会でもこういうことを言っていて市全体の考え方をそういう方向に持っていけば、みんな住みやすくなるし、エネルギーも要らなくなるし、良いまちになる。郊外が空いたらそこはみんな緑地にして、お休みの日にはそこへ行って遊べばいいわけですね、というまちづくりもあってもいいだらうと思います。委員のおっしゃりたいことの意味はよく分かりますので、それを次の段階では書ける限り書いてもらうことにしたいと思います。

○委員

もう十分でございます。よくまとめていただき、ありがとうございました。

○会長

どうぞ。

○委員

委員の話聞きながら、私もちょっと言いたいことがあったんですけども、人口が増え続ける中で、さっき言われたみたいに高齢化が進むことが本当に目に見えてきていることだと思っています。それと若者の車離れも言われているので、車をどうするかということと、やはりまちづくり。それと、まちづくりの中に、ここに基本理念として「発展を続けるまち・ふくおか」と書いてあるんですけど、発展ということよりも、福岡は全国平均よりも健康寿命が短いと言われていいますので、本当に一人ひとりが健康で生き生きと、そして企業に所属する一人ひとりの市民も健康であって、環境のことを深く意識していくことが社会を作る大きな基だと思っています。それで一人ひとりに、骨子や素案から計画から、絵に書いた餅にならないために色々なところで発信をして、一人ひとりが環境の意識を高めてい

く。この会議も1つのものだと思うんですけども、そういう計画に作り上げていけたらなと思っています。発展、発展と言うよりも、高齢化が進むまちづくりをどう持続可能な社会にしていくかという視点がもっと、私も知恵を出しながら意見を言っていきたいと思っています。

○会長

ありがとうございました。どうぞ。

○委員

資料1-1の中に国との比較という資料があるんですけど、似たような都市形態があるところをいくつか挙げないと、本当にこの数値がそんなに低いと言えないように思います。もし資料が揃うようであればもう少し入れていただいたほうが、説得力があるかと思いません。政令都市には色々なタイプがありますけど、いくつか代表的なところの目標と比べて、福岡はこれぐらいだというほうが説得力があるかなと思いますので、ぜひ入れてほしいと思います。

○会長

ありがとうございました。ちょっと残念ながらまだ政令市が出揃っていないので、むしろこっちが先に走っていますから、ご要望に応えるのは難しいと思いますが、北九州、福岡県とは緊密に連携を取ってやっていますので、お互いにあまりでこぼこがないように始めたいところです。どうぞ。

○委員

資料1-2の9ページと11ページのところですけど、11ページで「業務についての対策」の対策3「省資源行動の実践」の⑥です。ここで「ごみ減量・リサイクルに努めるよう指導を実施」ということで、9ページに戻るんですが、「暮らしについての対策」の対策3の「省資源行動の実践」というところでも、一般の家庭とかそういったところでも必要なんじゃないかと思うんです。各家庭でのごみの減量もぜひ必要じゃないかと思うんですが、もしご助言があればお伺いしたいんですけど。

●事務局（温暖化対策課長）

こちらで記載しておりますのが、現計画の振り返りということで、その現計画の施策で記載していたものについて、どういう取組み内容でどういう実績だったかということ洗い直そうということで記載している部分でございます。

今、委員からいただいたような意見については、今後の計画について考えていくときに検討していきたいと思っています。

○委員

ありがとうございます。ぜひお願いします。

今度は資料1-1の「第4章 対策・施策」の「めざす姿」の「地域」のところ5項目並んでおります。僕は、地域というと町内会とか校区、家庭といったイメージを持ちまして、一番左の「地域が一体となって日常的に省エネ行動を行う」とか「自転車利用環境が整っている」というのはイメージが湧くんですけど、左から2番目の「エネルギーを相互に融通し、エリア内で効率的に利用する」というのが、地域として見た場合にあまりイメージが湧かないんですけど、具体的にどういったことになるのかを教えていただければありがたいんですけど。

●事務局（エネルギー政策課長）

エネルギー政策課の松岡です。エリア内という、特にどういう定義というのはありません。それぞれでございまして、例えば他都市、藤沢の例ですと、都市開発したときの一面全体のエリアでエネルギーを融通し合うまちづくりというようなやり方もあります。福岡市でいきますと、例えば天神ビッグバンとか、面的にまちづくりが進むような場合において、そういったところに一体的なエネルギーを融通する仕組みといったことができないか、ということを検討していきたいと思っております。

○委員

ありがとうございました。

○会長

よろしいですか。どうぞ。

○委員

資料 1-1 の第 2 章の「温室効果ガス排出の現況」のところについてお伺いします。今回の現状が前回の計画から増になっているのは、つまり電源構成の係数が変わったことが大きな要因と書いてあるんですけども、当初計画されたことがどれだけ実行されたかという場合、実質的に電源構成以外のものでどれだけ効果があったかというのがあると分かりやすいので、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思えます。電源構成が変わったこと以外で計算すると、例えば第 3 章の「削減目標」のところに色々と書かれていますけど、「国の対策導入による温室効果ガス削減」が 8.7%と書いてあって、それと同じような形で前回の計画を評価するとどの程度効果があったのかというところを教えてください。

●事務局（温暖化対策課長）

第 2 章の「温室効果ガス排出の現況」にあります一番右のグラフが、電源構成を 2004 年度と同じとした場合のグラフでございます。2004 年度の数値が 666 万 4000 トンに対しまして、2004 年度と同じ電源構成とした場合の 2013 年度が 661 万 7000 トンと、逆に減っているということで、事業者の皆さんや市民の皆さんは省エネには取り組んでいただいているのかなと思えます。

それぞれの市の施策による評価というのは、本編に入れているそれぞれの項目で、どうだったかというのを載せてございます。実際に家庭とか事業者でどうだったのかというの、それぞれのエネルギー使用量で評価しているところでございます。

○委員

分かりました。同じような書き方をしているということで。目標のところは国の対策導入等によってどれだけ削減したか、国がやったこと、それから市が独自でやったことで何%削減できたのか、そのあたりの割合は分かれますか。

●事務局（温暖化対策課長）

すみません。その資料は作ってございません。

○会長

なかなかそれは難しいでしょうね。定量的にと言われると、言えないことが多いだろうと思えます。それから市の目標が、原単位に同じならば完全に達成できているかと言われると、実は達成はできていないです。ただ、そんなにひどくはないというだけのことで、まだまだ目標達成するためにはやる必要がある。だから下げ代はあるだろうという気はし

ます。

だから、この先は電力の二酸化炭素原単位について国に頑張ってもらって、こちらもちょうど何とか格好をつけなきゃいけないということではあるだろうと思っています。

ほかに何かございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

質問と要望をしたいんですが、先ほど委員が言われたところと一緒にかなと思ったんですけども、第三次計画と市役所の実行計画を統合するということは、当然その結果、責任というか、市役所の責任が大きくなるという考え方でよろしいのでしょうか。

●事務局（温暖化対策課長）

これまでも計画はそれぞれ作ってございましたので、それぞれについて市の施策としてやっていくという、その辺は変わらないものと考えてございます。ただ、国のほうで法の趣旨が少し変わりました、これを一本化しなさいということもございまして、今度の計画から1つにまとめることにしてございます。

○会長

要するに、市役所という1つの企業が、企業活動をする上でどのぐらいCO2を下げるかということを引きつらざるやいなさいということ。渡船もあれば動物園も植物園もあります。色々ありますから、そういうのを全部ひっくるめた福岡市という企業がどれだけ下げられるかをしっかり考える、これが市役所の事務事業編です。

あとは、市が行政として音頭を取って、地域全体でどれだけのことかを書きなさいというのが、法律が言っている実行計画の区域施策編です。しかし、この本市の計画はそれだけじゃなくて、市独自の考え方で、各主体にこんなふうにやってくださいとお願いする部分も加えて、それを一体的に書きましようということ。す。

ですから市としては、法律上は全部市が責任を持たなきゃいけないという格好になっていますけれども、この計画を考えるときには、実際には事業者や市民の方々が取り組んでくださらなければどうにもならないということになります。計画を作るときに、法律もそうですけれども、計画策定のための協議会を設けることができることになっていて、それには福岡市の場合にも運輸業者とか色々な業界の方に入ってもらって、それぞれの業界でどういうことができるか、という意見を述べてもらいながら計画を作っています。ですので、この計画全体は法定の計画よりももっと枠が広いものだと考えていただいて、最終的には責任は、全体については市の各主体みんなが責任を持たなきゃいけないし、市役所という企業がやることについては市役所という企業が、市長をトップにして責任を持ってもらわなきゃいけない。市長が「知らんよ」と言われたら困るので、この計画を作るときはきちんと市長によく分かっていただいて、それだけのことはやるのだということを認めてもらわないと困るということが言えるわけです。

○委員

ありがとうございます。その辺は大変よく理解できました。

法定計画というと、どちらかというと国に対して計画を提出するというイメージがありますので、ただ、その立てた計画をしっかりと実行していこうと思うと、これは福岡市だけで当然できるわけではないですし、市民や事業者の皆さんにやはり協力をいただかな

いとなかなか難しいということでもありますので。要望といいますのは、この計画を立てる上で、福岡市がこういうことをやって政策誘導をしていきますという部分と、市民や事業者はこういうことをやってくださいということをつらややすく書いていただく必要があるんじゃないかなと思います。意識の差というのが、市役所と市民・事業者との意識の乖離がかなり大きいと思うんです。そういう意味では、つらつらと現状はこう、計画はこう、こういうことをやっていきますということをつらやぶにして書いていくのも分かるんですけど、そういうことよりもむしろ、「市はこういうことをやって政策誘導して、こういうことを目指していきます」「事業者の皆さんは現状がこうだからこうやってください」「市民の皆さんは、こうだからこういうことをやってください」ということを、より具体的に分かりやすく明示していただいて、市民にしっかり計画を啓蒙していくというか、そういったことがすごく大事になっていくのかなと思っておりますので、ご検討いただければと思っております。以上です。

○会長

大変ありがたいご意見をいただきました。計画自体は、計画書として作られるものなのでその中にどう書くかということと、それを実際に各主体の皆さんにどうお伝えして、どのようにこれをつらやぶしていただけるようお願いしていくかというのは別問題です。ですから計画本体ができた段階で、例えばエコ・ウェイブの会議がありますし、温暖化対策の市民協議会もありますし、計画をつらやぶするための実行委員会もあるものから、そういうところにそれぞれをお願いしていくことが必要でしょう。担当者としては、計画をつらやぶたら実行にあたらなきつらやぶけないわけですが、その辺のところは今の委員のご意見を踏まえて、分かりやすく何をすればいいかということがはっきりするようなパンフレットなりガイドブックのようなものをつらやぶっていただきたいし、それに併せて必要な施策をきっちりくつつけていくということをつらやぶっていただかななきつらやぶけないと思います。

それから前の部会でも申し上げましたけれども、事業者の皆さま方に、とりあえずは強制的に何かをお願いするということはあまりしない方向で始めたいと思っておりますけれども、なかなかご協力を得られなくなってしまうと、やはり条例も必要かなと思ったりもしております。特に、法律できちんと計画をつらやぶって報告しななきつらやぶけない義務を負わされていない規模の事業者さんに、きちんとして報告をしてくださいということをお願いするためにも、最後は条例も必要かもしれないと思っております。ぜひ議員の皆様にはその段階ではご支援をお願いしたいと思っております。

それでは骨子案について色々ご意見いただきましたので、これを踏まえてさらに部会長、検討をどうぞよろしくお願ひいたします。

(2) 博多湾環境保全計画（第二次）の素案について

○会長

では次に、博多湾の環境保全計画でございます。これはかつて博多湾水質保全計画とつらやぶっていたものですが、博多湾についてかなり科学的な分析にもとづいて、水質の問題を中心に議論するという色彩が強かったので、もう少し博多湾の環境全体を考へることにしてもいいだろうということで、博多湾環境保全計画という名前に変えました。

今回の第二次博多湾環境保全計画では、本当に市民一人ひとり、事業者一人ひとりのご

協力がなければ博多湾は守れないのだということがはっきり分かるような計画にしてほしいということを申し上げまして、その方向でかなり努力をしていただいて素案ができたと思います。

それでは博多湾環境保全計画の素案について、事務局からご説明いただきたいと思いません。

●事務局（環境調整課長）

環境調整課長の渡邊でございます。第二次博多湾環境保全計画についてご説明いたします。資料でございますけれども、要約をまとめた資料 2-1 と、素案の本編部分を資料 2-2 として準備させていただいております。この 2 つを使ってご説明をさしあげたいと思いません。

まず、資料 2-1 をご覧ください。「1 第二次計画策定の理由」でございます。この計画は、福岡市環境基本計画の部門別の計画で、博多湾の環境保全施策に対する本市の基本的な方向性を示すものです。現在の博多湾環境保全計画の計画期間が平成 27 年度までとなっていること、それから第三次福岡市環境基本計画が平成 26 年 9 月に策定されたことに伴いまして、博多湾環境保全計画についても新たな計画を策定するというものでございます。

2 の「第二次計画の検討経緯と今後のスケジュール」でございます。素案の作成にあたりましては、これまでも博多湾環境保全計画推進委員会や福岡市環境審議会の環境管理部会でご助言をいただきながら、作業を進めてまいりました。今回、ここに素案を提示させていただいておりますけれども、本日の審議会でのご意見を踏まえまして、6 月には議会に報告をさせていただき、その後パブリックコメントの手続きに入る予定です。そして最終的な調整を行った上で成案をまとめまして、本年 9 月に策定する予定でございます。

資料 2-1 の裏面をお願いいたします。3 の「博多湾環境保全計画（第二次）の概要について」でございます。計画の全体像とポイントをまとめております。具体的な説明につきましては、資料 2-2 を使いながらご説明させていただきたいと思いません。

資料 2-2 をご覧ください。表紙から 2 枚めくりますと目次がございます。目次をご覧くださいますと 5 章の構成になっていることが分かるかと思いません。第 1 章が「博多湾の現状と課題」、第 2 章が「博多湾環境保全計画（第二次）がめざすもの」、第 3 章が「取り組み内容」、第 4 章「計画の推進体制」、第 5 章が「各主体の役割」について記載してございます。次のページからが本文になりますけれども、本文の 1 ページから 28 ページに博多湾の特徴や流域の状況、水質・底質の状況等について整理をいたしております。

2 ページをご覧くださいと思いませんけれども、コラムがございます。この計画では、市民の方が博多湾の環境保全に関心を持っていただけるように、計画の内容に即してコラムという形式で、博多湾の情報を分かりやすく伝えられるような工夫をしているところでございます。

33 ページをご覧ください。表 1-5 が見開きでございます。ここに、これまでの説明の全体像と第二次計画の流れが分かるように整理をしております。左端の欄に博多湾の海域を「博多湾全域」「岩礁海域」等々と、合計 6 つの海域に分けてございますけれども、それぞれにつきまして第一次計画の計画目標像を記載しております。その右側に順次、モニタリングの結果を含めた現状といったものを記載しております。こういったものから達成状況を評価しております。それを受けて問題点と課題を整理いたしております。これらを

踏まえまして第二次計画の計画目標像を新たに設定しまして、主な施策を記載しているところがございます。第二次計画の計画目標像につきましては、第一次計画から変更した点を下線で示しております。

35 ページをご覧ください。ここから第 2 章でございます。計画の位置づけについて記載しております。本計画の対象エリアでございますけれども、36 ページの図 2-2 をご覧いただきますと、左上の博多湾の入口のところに黒い太線で示しておりますけれども、その内側の博多湾、それから福岡市域としております。計画の対象期間ですけれども、上位の環境基本計画と併せまして平成 36 年度までといたしております。

37 ページをご覧ください。5 つの計画の視点をここに示しております。これは第一次計画から引き継いでおります。

38 ページの下に博多湾の将来像を記載しておりますけれども、最終的に博多湾が目指すべき姿である将来像を、これも第一次計画から引き続きということで、「生きものが生まれ育つ博多湾」というのを目指してまいるといふふうにしてございます。39～40 ページ、見開きで図を載せてございます。これは今申し上げました「生きものが生まれ育つ博多湾」のイメージを示したものでございます。

41～42 ページをご覧ください。将来像の実現に向けて、計画年次における博多湾が目指す姿でございます計画目標像について、第一次計画に続いて博多湾全域、それから岩礁海域等、合わせて 6 つの海域に分けて設定しております。第二次計画におきましては、生物の生息・生育環境、人の利用などの特性を整理して海域の範囲を見直しまして、「⑤浅海域」の範囲を水深 10m 以下の海域に広げております。

43～44 ページをご覧ください。ここから「第 3 章 取組み内容」でございます。将来像および計画目標像を実現するために、図 3-1 を示しておりますけれども、この右端、44 ページに施策として載せているところがございます。第一次計画において計画目標像を達成できていない部分につきましては、第二次計画では施策を強化する必要があることから、該当する施策につきまして太字で記載しております。43 ページの一番右側の欄になりますけれども、太字で記載いたしまして、課題解決に向けて特に重要な施策といたしております。

45 ページ以降が 6 つの海域ごとに分けてそれぞれの施策を記載しているところがございます。6 つのうち最初にあります博多湾全域を例に見ますと、43 ページの施策の方向性に記載しておりますとおり、夏季には赤潮が発生する一方で、冬季にはリン不足が懸念されているといったことがございます。したがって、発生源の負荷対策が重要になってまいるといふことで、この部分が太字で記載しております。季節特性を考慮した水質保全対策に取り組んでまいるとしております。

45 ページをご覧ください。下水道の普及や下水の高度処理の推進などについて記載しております。これらは第一次計画に引き続き行ってまいるといふことでございます。

47 ページをご覧ください。中ほどに「ク 西部水処理センターにおける季節別運転管理の試行」というのがございます。これは第二次計画の新たな取組みでございます。冬季におけるリン不足に対応するために、西部水処理センターにおけるリンの放流水の季節別運転管理の試行を行っていくということを記載しております。

63 ページをご覧ください。ここから「第 4 章 計画の推進体制」でございます。計画の

推進体制や進行管理について述べております。

65 ページになりますけれども、博多湾の環境保全にとって広域的な課題や実態解明に向けた課題については、今後、調査・研究を行っていく必要があるということで、国や県、大学等の研究機関などとの連携を図っていくことを記載してございます。

67 ページをお開きください。「第5章 各主体の役割」でございます。博多湾の将来像を実現するためには、行政だけでなく市民の皆さん、NPO等の団体、事業者、大学等の研究機関など、それぞれの主体が共働して取り組むことが大事になってまいると考えております。各主体に期待される役割と具体的な事例を第5章で記載しているところでございます。

69 ページをお開きください。博多湾環境保全のための市民一人ひとりの行動例を記載してございます。市民の皆さまが毎日の生活と博多湾のつながりについて考え、行動に移していただけることを目指しております。また、博多湾の環境を保全するためには森、川、海のつながりを意識していく必要がありますので、事例については博多湾だけでなく、海につながる河川における活動等についてもこのあとページを割いて記載をしているところでございます。ここまでが第5章でございます。

第5章のあとは資料編として、データ、それから用語の説明を載せているところでございます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長

第二次博多湾環境保全計画について、素案の段階までまいりました。要するに、工場がたくさんあるまちじゃないから、工場排水によって海が汚れるという問題よりは、都市活動自体が海を汚しているということが大きな問題という認識です。

ただ、博多湾に関していうと、これまでも一生懸命下水道の整備等の対策を講じてきたので、ある意味では、季節によってはかえって栄養分が少なくなってしまう。それがそこにいる魚などの生育に悪影響を及ぼすという声も出始めていますので、今度の計画では、ひたすらきれいにするだけじゃなくて、季節によっては栄養分を増やすこともやってみなきゃいけないのではないかとということも盛り込まれていて、これが今までと違った新しい視点です。

それと同時に、今まで以上に市域全体の取り組みによって博多湾を守るためにやらなくてはならないことがあるという認識に立って、単に博多湾の問題を博多湾だけの問題と考えないようにしましょうということが書かれているわけです。特に博多湾が汚れる一番の原因は、大雨が降ったときに川からごみが出てきます。普段はあまり水が流れていないけど、大雨が降ると川の水がっぺんに増える。そうすると溜まっているごみ等が一斉に博多湾に流れ出る。そこで博多湾が汚れる。これが博多湾の汚れの一番大きな問題です。

そうすると、対策としては博多湾に流れ込む川のごみを取ればいいわけです。一生懸命川を掃除して行って、自転車みたいなものも引っ張り上げてきれいにしておけば、少々雨が降っても博多湾にごみがいっぱい流れ込むのがなくなります。そのことを皆さん分かっていらっしゃるでしょうか、みたいな話だと思うのです。そうすると博多湾の話は市民全体がそれぞれにやっておかなきゃいけないことだろうということです。

特に樋井川はそういう意味で非常に重要でありますから一生懸命頑張ってください、学生も樋井川を守るための活動なんかやっていますけど、そのようなことを一生懸命みんな

なが応援してくれるのが大事なことです、ということが書いてある。こんなふうにお考えいただけたらいいと思います。だからこれは博多湾を市民の手に取り戻す計画だと、こんなふうを考えていただけたらよろしいかと思います。

何かご意見がありましたらどうぞ。

○委員

私も説明を聞いたときにはなかなかピンと来ないというか、博多湾をきれいにするってどうしたらいいんだろうか、やはり川がつながっているから川かな、と漠然と想着ていましたけれども、福岡は川があまり多くないし、どうしたものかなと想着ていたんです。

今のお話を聞いて、市民一人ひとりの行動ということで69ページに黄色で書いてあるんですけど、ちょっとこれではピンと来ないなという感じがするんです。ですから、どちらかという、漠然と皆さんは川をきれいにしておみをなくそうとか、川をきれいにしておいて海につながる、というのは分かっていらっしゃるわけだから、そういうところを一人ひとりの行動というところに書いていただかないと。例えば、何もかも地球温暖化を防止するために、というところまでここに書く必要があるだろうかという感じがするんです。

もう1つ前のところに雨水のことが書いてあって、それもあまり垂れ流しにするんじゃないで、溜めるのは溜めたほうがいいです、と前に書いてありましたよね、何ページか忘れましたけど。ですから、体系的に海をきれいにしていくためにはこういうことが必要で、そのためには市民一人ひとりが考え方とか行動をどうしていくかというところをもう少しきちんと書いていただけたほうが、69ページのような漠然とした書き方よりも、私は説得力があるんじゃないかと思います。

○会長

ありがとうございます。これはパンフレットレベルの話で考えたほうがいいでしょうね。つまり面源負荷と言うのですが、要するに、まちがあることによって、例えばそこら辺の道にいっぱいごみが落ちている。雨が降るとそれが側溝をつたって下水に流れ込んで、下水から海に流れていくということです。ですから、例えば雨が降ってもその水がすぐ下水に流れ込まないようなまちになれば、だいぶ汚染の負荷が下がることになる。例えば透水性舗装のようなものがあれば随分いいとか、あるいは屋根から雨水がたちまち側溝に流れ込まないように、もうちょっと雨水をみんなが上手に利用できればいいとか、ここではそういうことを言いたいわけです。

しっかり読めばそう書いてあるつもりですが、今、委員が言われたように、分かるように書けというご希望ですから、ぜひ担当者は頑張ってください。

○委員

46ページのところですね。書いてありました、雨水のことが。そこをしっかりと。

○会長

何でということがそれだけを見てもよく分からないので、よく分かるように書いてください、博多湾がなぜ汚れるんでしょうかということが分かるような説明があったほうがいいですよ、たぶん委員はそういうことをおっしゃっているのだと思います。

●事務局（環境調整課長）

ありがとうございます。計画の中でいかに分かりやすく表現するかということと、もう1つは、計画ができたあとにどう市民の皆さまにお伝えしていくかという段階もあろうと

思いますので、全体の中でうまくできるようにやっていきたいと思います。

○会長

ほかにご意見がありましたらどうぞ。

○委員

博多湾環境保全計画の概要を見ると、湾全域とか海岸線とか海域にのみ注目していて、その中1つ1つの項目を見ていくと、施策の面で河川の取り扱いとか河川に対する考えみたくないのが出てきているんですけど、実際に福岡市民が海に近いというか、海に対して親近感を持っているかといったら、そうじゃないんですね。どっちかといったらやはり川が近くて、川を保全しようということが博多湾の保全につながっていくみたいな考えを持っている市民が多い。僕も参加したことがあるんですけど、この中にあるように漁業者との連携によって植林を年に1回、我々は議連もありますのでやっているんですけど、それを考えると、特にウォーターフロント計画とか色々あって、博多湾を取り巻く環境というのは、都市高速を通り過ぎると倉庫や港湾施設が多くて、海に親しむことができるのは、東区や西区に行かないと親水域が少ないというのが現状だと思っているんです。だから、川に対する重要性をもっと市民に訴えることによって、博多湾の環境保全につながっていく施策が発揮できるんじゃないかと思っています。

さっき雨水の話も出ましたが、樋井川流域においては、雨水を溜める施設を団体の方が作っているということもあって、先ほど会長が言われたように雨がドカッと降ると博多湾に入り込んでくる。それを溜めて例えば打ち水にしたり、そういうことで温暖化を防いでいこうみたいな考えがあって、そういったことをやっておられる団体の方とか、川に対する市民の親しみというか、例えば、樋井川は特にそうなんですけど、鳥飼地区とか別府、梅光園、昔はその地域に僕も住んでいたんで、大雨が降ると床下浸水、小学生のころに膝の下ぐらいまで水に浸かるようなことがあったので、それをどんどん改良して行って住みやすくしたという経緯もある。

特に訴えたいのは、室見川とか多々良川は町名になると多々良何丁目とか室見何丁目になりますけど、樋井川に関しては樋井川1丁目から7丁目までが実際城南区に存在するんです。本当やったら、その論理でいったら樋井何丁目にならないかんやないですか。だけど川というのに対して、ものすごく樋井川の周辺の方というのは、昔から住んでおられる方は意識が強い。もともと樋井川村という村があったわけですから。そういうところも考えて、環境局だけじゃなくて、先ほどの植林に関しては環境局はあまりノータッチで、どっちかという農林水産局が一生懸命やっているみたいなどころがあるので、そういうところを局横断的にやっていただきたいと思っています。あまり言う時間をおきますのでこれくらいにしておきます。以上です。

○会長

ありがとうございました。他にごございましたらどうぞ。

○委員

この博多湾の環境保全計画、私はかつて環境審議会にメンバー入りした時はこの部会にいたんですけども、資料の28ページ、私が当時環境審議会の委員だった20年くらい前というのは、こういう問題は起こってなかったんです。今、港湾のほうにクルーズ船が相当数来ております。クルーズ船がかなり増えていく中で、この港湾の旅客輸送の問題と今

後増えていくクルーズ船に対して、博多湾の環境といった点についてはどのような対策を立てていらっしゃるのか。

例えばウォーターフロントの計画等々を見てもみると、中央埠頭に何千トン級の船舶が泊まれない、中央埠頭を拡大して2隻泊まれるようにしようという計画等が組まれているわけです。そういったものをそのままずっと進めて見守っていったら、それと港湾機能の問題と博多湾の環境整備、親水機能というか、そういった点との齟齬が生まれてくるのではないかと思うんですけれども、その点については何か特別に対策とかあるいは記載とかがあるんでしょうか。

●事務局（環境調整課長）

ただ今のご質問で、最近大型船の入港等も増えてきているというような実状もある中で、博多湾の対策をどうやっていくかということだと思いますけれども、現実的には大型船がたくさん来ることにに対して、この中で具体的にどういう対応をするというのは文言として出てこないんですけれども、1つは昔はそれほど大きな船がこれだけ頻繁にということにはなかったと思うんですが、そういった意味では最近起こっている新しいテーマの1つになっているのかなと思います。

そういったことに今後対応していくために、この計画の中では65ページになりますけれども、新たな課題に対しては調査・研究を進めていこうということで、まずこういったところで知見を集めて、必要があれば次の対策にということになっていこうかと思っております。以上でございます。

○委員

何か問題があれば新たな対策を追加していくというのでは遅いんです。既に開発局である港湾空港局のほうでは、高島市長を含めて、そういったクルーズ船が日本一増えてきているのは、福岡の圧倒的な売り物にして、爆買い等もあって市民の財政的な潤いにもなっているということでどんどん率先されていっています。一方では、それに対する環境破壊というの指摘されております。

そういう面で、私はそういったものに対する対応策というのを、今の時点で一定程度規制策なりルールなりを作って対応していく。そして中央埠頭に2隻も泊まれるような、そういった計画が果たして市全体に必要なのかどうなのか。これからもクルーズ船の動向というのはどんどん増えていくだけじゃなくて、中国や韓国の方たちも爆買いの傾向が変わってきますから、一概に言えないと思うんです。そういう点では、少し抜本的に検討をしてほしいと。28ページのところにこういうデータをあなたたちは掲げているんだから。クルーズ船がどんどん増えていくというのを掲げているながら、それに対する対策がないというのでは少し不十分ではないかということ。

そして、もう1点は60ページなんですけれども、これも私がかつて環境審議会の委員をしていたときに、当時のテーマが和白干潟や今津干潟のラムサール条約湿地の保全というのが大きなテーマでございました。そういう点で、今、人工島を含めて野鳥公園の計画を港湾空港局は持っていると思うんです。環境局のエコパークゾーン等々という関係・連携を持ってやっていらっしゃるのか、そのところが定かでないものですから。しかも後で資料の中に、言葉では生物の生息数というのは例年変わらず来ていると言っていますけれども、クロツラヘラサギを含めて野鳥の飛来数の数がどのように変化しているの

か、そういった数値が入っているのかどうなのか、少しその点についても補足をしていく必要があるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○会長

ご意見ということで伺っておいて事務局で検討してください。どうぞ。

○委員

先ほどの委員と重なるんですけれども、ぜひこの中にラムサール条約のことを載せていただけないかと思っております。それは、やはり43ページにも将来像として「生きものが生まれ育つ博多湾」と、これはとても重要というふうに先ほども説明されました。世界でも、湿地を守っていきこう、そして福岡市の博多湾、都市と自然が共存しているととても貴重な地域の中で、ラムサール条約の登録ができるくらいの環境がある。それを市民にこういったところで知らせる。コラムでもなんでも、ラムサール条約というものが世界にはある、そして日本にも重要な湿地がたくさんあって、それを消失することがどんなに人類にとってマイナスになってしまうのかとか、私たちが住む福岡にそんなに貴重な湿地があるということ、生きものが生まれ育つ源となる、母親の体の中で言えば子宮みたいな、そんな場所がこの博多湾にもあるということ、ぜひこの計画の中で知らせ、そして市民一人ひとりがこんなに大事な博多湾を守らなきゃいけないと。そして守るためには、山から川から全ての環境の、ごみを捨てないとか無駄なものを買わないとか、色々な意識を高めていく1つの大きなきっかけにもなると思うので、ぜひ載せていただいて、ラムサール条約、湿地を守ることが温暖化対策に対しても重要な役割を果たしているということも、ぜひ重ねてこういうところで表現していただければと思っております。

○委員

会長の所見をお聞きしたいんですけれども、下駄は環境局の方に預けられたんですが、かつて20年ほど前に私どもはラムサール条約で運動をしたんですけれども、今の今津干潟、和白干潟は特別保護地区にしていかないといけないんですが、将来的な見通しとして、この湿地がラムサール条約の適応湿地に登録されていくような、そういう条件はまだ残されていると感じられておられるのでしょうか。その辺の見解をお願いします。

○会長

ラムサール条約というのは、別に規制をするための条約ではないのです。そのことへの誤解がものすごくあるのです。条約は、指定された地域のワイズユースは認めているわけです。賢明に利用するということはいいですと言われていたのですが、ラムサールで指定されたら何もできなくなるみたいな誤解が大変ある。そのために鳥獣保護区の指定をしようと思っても、なかなか地元の同意が得られないという大変困った問題があるのです。

ですから、保全すべき場所は和白だけじゃないわけです。今、委員がおっしゃった通り、今津も含めて博多湾の干潟全部が鳥獣保護区として指定されないと、ラムサールとしての指定は難しいということがあるわけです。何となく和白のことだけでラムサールはできると思込んでいるところに大変問題があります。私は当然今津の干潟というのは非常に重要ですし、むしろ観察する場所としては遥かにあちらの方がいいということもいえると思います。ですからそれも含めて、全体としての保全という中で、できることならラムサールの指定というものを受けの方がいいと思っています。

そのためにも、開発したいという人たちとの間の調整をしっかりとっていかないといけな

いし、鳥獣保護区になったといっても開発に対する規制があるというわけではないだろうと思うのですが、いろいろと誤解や行き違いがあるような気がしていて、その辺はもう少し環境局としては頑張る必要があると思います。引き続きぜひ検討し、皆さんにご理解いただく努力をしていただきたいと思いますと考えております。

ほかに。それでは3人手を挙げておられますので、どうぞ。

○委員

43 ページと 44 ページのところですが、詳細に施策が書かれていて非常に分かりやすかったです。1 点だけお聞きしたいのは、計画目標像の浅海域のところに「東部海域における環境保全創造事業の推進」を重要な施策だというふうに書いてあります。その施策として、2 つ目は分かるんですが、「水質・底質の改善、自然再生」ということで施策ではないように思うんですが、このあたりの施策として何か考えていることはあるんでしょうか。前回の計画の中では、藻場の再生とかいくつか書かれていたんですが、今回は具体的なものはないので、そこら辺を教えてください。

●事務局（環境調整課長）

浅海域についての記載は 59 ページ以降にしているところがございますけれども、60 ページの中で②として「東部海域における環境保全創造事業の推進」というふうにご起こしてございます。この中で2 つ目の段落に、今ご指摘がございました藻場の造成等についても、今後ともやっていくということで記載してございます。

○会長

それでは、どうぞ。

○委員

私からは今後の検討の上での要望ですけれども、計画の全体的な構造を見ますと、3 章で取組み内容、それをするために第 4 章で推進体制、その推進体制をさらに具体化するということが第 5 章の各者の役割という構成になっていると思います。ですから、例えば第 4 章の推進体制について書かれていることを、第 5 章の各役割の方にきちんと落とし込んでいくという作業をお願いしたいと思います。

例えば、第 4 章ですと 65 ページで調査・研究の推進ということで、かなりたくさんメニューが掲げられています。そうしますと、これをどういうふうにやっていくのかと言いますと、これは大学等の研究機関などにもかなり役割が期待されているのですが、第 5 章の大学等研究機関の部分、76 ページで取組み例もわずか 1 つしか上がっていないというような形になっています。これから先、もう少し色々な委員会等で検討されるスケジュールになっていますので、もう少し具体的な形でここを盛り込んで厚くしていただければと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。これはご意見ということで、事務局として検討をお願いいたします。どうぞ。

○委員

今のご意見と私もほとんど同じなんですけれども、76 ページの最後のところで、おそらく息切れしてしまったのではないかという印象を受けています。大学等研究機関、九大や福大でもこのような研究はありますので、ぜひこれは入れていただくように。取組み例と

してイベントしか出ていませんので、最後のところの印象があまり芳しくないかと思いません。以上です。

○会長

ありがとうございました。この点は、検討委員会の中に大学の関係者も入っているはずですが、どうして内容を具体的に書いてないのか、事務局はよく連絡を取って、何かやってもらおうように考えてください。

それでは素案ということで、これから今のご意見を踏まえて手直しができる限りは手直しをしていただくということで、次に進んでいただきたいと思えます。

(3) 福岡市環境配慮指針（平成 28 年度改定）の素案について

○会長

次に、「福岡市環境配慮指針改定素案について」ということをごさいます。これについては、実は環境影響評価を行う上でのデータブック等がないとなかなかうまくいかないということで、それを福岡市では前から環境配慮指針という形でデータ集を作って、開発事業等を行う事業者に提供するというをやってきたわけです。これをしっかりやりますと、ある意味ではアセスで何を考えなきゃいけないかというのが非常にはっきり分かりますので、全国的にも福岡市の環境配慮指針というのはよくできているという評価があつて、ある意味では戦略アセスの代わりのような機能を果たすということも言われています。今回はその改定版を作ろうということで作業が進んでおりますので、これについて説明をいただきます。

●事務局（環境調整課長）

環境調整課長です。引き続きご説明を申し上げます。

福岡市環境配慮指針につきましては、お手元に資料 3-1 と資料 3-2 を準備させていただいております。この 2 つの資料で説明をさせていただきます。

資料 3-1 をご覧ください。まず、「1 福岡市環境配慮指針の位置づけ」でございます。福岡市環境配慮指針は、福岡市環境基本条例第 8 条に規定されている環境への配慮の推進のために、都市基盤整備事業や民間の開発事業等の「構想」「計画」「実施」にあたって環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業を環境との調和のとれたまちづくりを誘導するための指針として平成 4 年 3 月に策定いたしまして、福岡市環境基本計画の策定等に伴って、平成 9 年 3 月と平成 19 年 2 月に改定をまいりました。

「2 改定の背景」でございます。1 点目といたしまして上位計画でございます第三次福岡市環境基本計画、それから福岡市環境基本計画の部門別計画・指針の 1 つでございます生物多様性ふくおか戦略の策定、それから環境影響評価法、福岡市環境影響評価条例の改正に伴って整合をとるものでございます。

2 点目といたしまして、環境影響評価法や条例に新たに創設された計画段階配慮手続き等において、最新の環境関連情報の提供が求められておまして、現指針の貴重・希少種情報等は平成 15 年度までのものでございまして、最新のデータに更新するというものでございます。

それから「3 改定に向けてのスケジュール」でございます。本日ご審議をいただきました内容やご意見を踏まえて、先ほどの博多湾環境保全計画と同様に 6 月議会に報告いたし

まして、その後必要に応じて専門家のヒアリング等を行うなどして最終的な修正を行って、平成 28 年 9 月に改定する予定でございます。

次に、素案の概要でございます。資料 3-2 でご説明をさせていただきます。ページを 2 つ捲ると目次がございます。「第 1 部 環境配慮指針の趣旨」、「第 2 部 環境配慮事項」、「第 3 部 環境関連情報」および資料編で構成をしております。この資料はボリュームがございますので、要約した資料で説明をさせていただきたいと思っております。

それでは先ほどの資料 3-1 に戻っていただきまして、資料 3-1 の続編といたしまして 2 つ、資料 3-1-1 と資料 3-1-2 が付いているかと思っております。まず資料 3-1-1 をご覧ください。

「1 環境配慮事項」でございます。環境配慮事項といいますのは、事業を実施する地域やその事業の特性に応じて求められる環境配慮上の具体的な事項のことでございます。

「1-1 環境配慮事項の視点」でございますが、環境影響評価法や条例の環境要素との整合を図りまして、4 つの視点で整理をしております。詳しくは資料 3-2 の 9～10 ページに示しております。

次に「1-2 (1) 地域特性別環境配慮事項」でございます。世界的に生物の絶滅が飛躍的に高まっているというふうに言われております。生物多様性の保全は、地球温暖化と同様に 21 世紀の人類に課せられた共通の課題でございます。福岡市においても生物多様性を保全し、その恵みを持続的に享受するために、平成 24 年に策定しております「生物多様性ふくおか戦略」との整合を図りまして、地域特性区分を、現在の指針の 4 つから 8 つの区分といたしております。各区分の地域特性の概要および環境配慮の要点を資料 3-2 の本編の 11～12 ページに、また具体的な環境配慮事項につきましては、本編の 22 ページ～50 ページに区分ごとにお示しをしております。

「(2) 事業特性別環境配慮事項」でございます。環境影響評価条例の対象事業と福岡市の主な開発関連事業を考慮いたしまして、事業区分を現指針の 11 事業から 19 事業へと拡充をいたしております。区分の詳細につきましては、本編の 13～15 ページに記載しております。各区分における主な事業、事業特性の概要および環境配慮の要点を示してございます。具体的な環境配慮事項につきましては、本編の 51～143 ページに区分ごとにお示しをしておりますのでご参照ください。

続いて資料 3-1-2 をご覧ください。「2 環境関連情報」でございます。環境関連情報といたしましては、環境に関連する法令計画等、福岡市内の貴重・希少生物等のリスト、快適環境資源リスト、外来生物情報、自然環境情報地図を掲載してございます。今回の改定におきましては、平成 27 年度までの自然環境調査等のデータに更新いたしまして、改定後は毎年最新のデータを反映して提供できるようにすることとしております。

毎年最新のデータを提供するために、貴重・希少生物等確認地図におきましては資料 3-1-2 の下に地図がございますが、これは例で西区の地図を載せていますけれども、現在の指針では左の図のように、生物の生息域を円で囲んで記載しているものを、今後は右の図のようにメッシュで整理することとしております。こうすることによって毎年の更新が容易にできるというふうになってございます。

また、昨年度の環境管理部会でもご意見をいただきましたけれども、より分かりやすいものにするために、地図の種類につきましては、現在は 2 つの地図に情報を載せておりますけれども、これを 4 つの地図に分けて記載するように変更いたしております。これらの

環境関連情報につきましては、電子データとしてCDで提供することを考えてございます。環境関連情報の詳細につきましては資料3-2の本編の第3部に載せております。ページ数で言いますと145～241ページになり、ここで詳細な記載をしているところでございます。説明は以上でございます、ご審議よろしくお願いいたします。

○会長

少しこれも専門的な内容にもなる訳ですが、大きく変えた点は事業の種類を細かく分けたということです。書かなきゃいけない項目についても、今のアセスの仕組みに合わせたということで、一番大きな変更は生物などの表示をするのにこれまでは丸をつけて書いていたので、その気になれば行ってすぐ捕まえことができるという問題があったので、少し意地が悪いけれども、メッシュにしてしまうとどこに具体的にいるかというのはかなり一生懸命調べないといけなくなりますから、その点は事業者さんにとっては負担が重くなるかもしれませんが、今までみたいに希少種はここにいますよと言ってあからさまに書かなくても良いので、その点は少し良くなるだろうと思います。

それとあとはデータの更新が楽なので、丸でやっているとは毎回毎回現地を歩きまわって丸を直していかないといけないのですが、これだとメッシュで見ますので、この区域がいなくなったら消せばいいということなので、そういう手直しをしましたという話でした。何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○委員

1点だけなんですけれども。本当に会長がおっしゃたようにすごく良くできているなと思います。ただこのページを捲ったところの「はじめに」というのが今空白になっているんですが、やっぱりこういう指針とか作る際には、現状はこうだ、課題はこうだ、だからこそこういう決意とか意気込みを持ってこういうのを作るんだ、ということ、まず初めに示してほしかったなという意見です。

○会長

ありがとうございました。多分そこまで手が回らなかったと思います。これを使っただけのために、ちゃんと何のためにということと、これまでこういう経過でやっていますとか、何なら全国的にも評価されていますよと書いても良いと思うんですね、少なくとも環境省では大変評判が良い。全国のモデルになると言われているぐらいですから。その辺のところは、ありがたいご指摘をいただいて、しっかり対応策を伝えられると思います。他に何かございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

先駆的な取組みで、より具体的になったと思っています。直接この環境配慮指針とずれるかも知れませんが、資料3-2の16ページの一番下に、「環境影響を懸念して事業に反対する方々との対話のきっかけづくりができます。」とありますが、博多湾を考えると漁業権の問題等がどうしても避けて通れないということになるわけです。それをどうふうに考えて良いのでしょうか。例えば、資料2-2「博多湾環境保全計画（第二次）素案」の39ページにかなり具体的に、シロウオやエビ等が出てくる。それらの生物が環境配慮指針の対象になっていないとすると、事業者が事業に反対する方たちに、この生物は環境配慮指針の対象ではないので配慮しておりませんと説明することで通るかどうか、どうふうに理解したらよろしいですか。

○会長

事務局、何かありますか。

●事務局（環境調整課長）

まず資料 3-2 の 16 ページですが、事業をスムーズにいかせるために出てきたものだったと思うのですけれども、大規模な事業ですと、通常は環境影響評価法なり環境影響評価条例に基づいて手続きを進めていくというふうになります。もちろんそういった事業にも環境配慮指針を使えるのですけれども、小規模な事業、小さな事業であっても環境に配慮した取り組みをやっていきたいと思いますというのを促すためのツールということで作っております。そこで目指しておりますのは、通常ですと今はそんなに環境配慮について考えずに何らかの事業をやってしまうところを、事業者としても、私どももこういった指針に基づいてやっていますよということを言えること自体が、以後のトラブルの防止にも繋がると、逆にスムーズに事業を動かすためのツールになるのではないかとということで、先ほどのように記載しているところでございます。

○会長

よろしいですか。完璧な紛争防止の手段というのはあり得ない。せめて少なくなるよというだけで言っているだけだとご理解ください。どうぞ。

○委員

環境配慮指針の考え方というのは、良くしようということでよく分かるのですけれども、基本的な考え方のところで 2 点お教えをいただきたいのですが。

1 点は、例えば環境基準あるいは水質基準が設定されている場合に、その基準値に達するまでは自由に使っているという思想なのか、それとも良くなるように努力しようという、基準値の使い方に対する考え方をお教えいただきたい。

2 点目は、大きな工事や事業はアセスの方に行く可能性があると思うのですが、アセスのほうは現状非悪化という原理でもって、その現在の状況よりちょっとしか悪くなりませんよ、あるいは影響は軽微であるという表現で書けるというふうに記載できるレベルで止まることが多いんですが、それを何回も重ねていくとどこまででもいける思想になっているのではないかと。絶対的にこの辺までしかいけませんという、そういう大局的に大きな括りを入れるような配慮指針という考え方はこの中には含まれているのかどうか、この 2 点について教えてください。

●事務局（環境調整課長）

どこまで基準を持っていくかとか、そうなれば強制力が要るかということになってくるかと思いますが、環境配慮指針の考え方といたしましては、事業を行うにあたって事業者が自主的に少しでも環境に配慮した事業をするということです。強制力を持ってこうなさいと、しなければなりません、基準はこれですという発想ではなくて、環境マインドを持って事業に取り組むためのツールとして、小さな事業者さんが小さな事業を行うときにも取り入れやすく、もっと広く使っていただけるものを目指しているものです。そこが発想としては違うかもしれないなと考えています。

○会長

公害防止の時代の考え方が環境基準と繋がってくると思うのですが、もともと環境基準は公害規制の基準を決める目的をもって作られていました。その時代は何となく環境基準

をクリアできればよろしいということですので処理できていましたが、今の環境基本法はまったく発想が違います。環境基本法の下では、環境の負荷をできる限り低減しましょうというのが基本姿勢です。

同時に、環境基準の項目も大幅に増えてきましたので、環境影響評価の現状非悪化というのは絶対的な基準になり得ないです、今や。項目によっては現状非悪化ではなくて、現状を変える場合にそれがいかにより良く変わるかという議論をやらなきゃいけない。特に私は景観については現状非悪化というのはとても困ると思っていますので、今その研究を環境省で始めていますけれども、従来の古典的な環境アセスメントの考え方とは違ってきて良いだろうと思っています。

この配慮指針はもちろんアセスそのものじゃありませんし、さっき事務局が説明しましたように、限りなく環境負荷の低減を図るということを考えてご協力くださいというのも、それだったら基礎情報をしっかり提供しておきましょうと。基礎情報があるということは何も無いときよりも、ある意味では、言葉が悪い言い方をすると、壊しづらいと思うんですよ。分からなければ平気で壊せますけど、分かっていると壊したことは確信犯で壊したことになりますから、やりづらくなるという効果がある。そういう意味では、ある種の抑止効果は持つだろうと思っています。どうぞ。

○委員

もう時間がありませんので要望だけにしときます。環境影響評価、アセス、条例に基づく事業等々されて積極的にやられているんですけど、私どもが残念だなと思うのは、例えば高速道路を造るあるいは大きな建築物を造る、そういったものに対してアセス、条例に基づく環境影響評価をやって市民に縦覧しますが、その市民の縦覧の数が私は結構少ないんじゃないかなと。

東区で先だって都市高速道路の延伸等の環境影響評価の縦覧があったんですけど、ほとんど実際にはそれを市民の皆さんたちが見て意見を出すというのが数が少ないということで、もっとももっとこういった影響評価で縦覧していますよというのを市民の皆さんたちにアピールをして、多くの意見が述べられるような努力、啓蒙をぜひしていただきたいというのを要望としておきたいと思います。

○会長

ご要望として承っておきます。

3 報告

(1) 新循環のまち・ふくおか基本計画の評価・見直しについて

○会長

それでは資料4についての説明をお願いします。

●事務局（循環型社会計画課長）

循環型社会計画課長です。「新循環のまち・ふくおか基本計画の評価・見直し」について、ご報告させていただきます。配付させていただきました資料4をご覧ください。

これまでの経緯及び施策の進捗状況については記載のとおりです。

平成28年度の進め方ですが、事業系ごみの現状施策につきまして、新しく循環型社会計画課に資源化の処理施設の整備を進める係を新設して、民間施設の整備を進めてまいり

ます。併せて、他都市の先行事例を参考にして、実効ある収集施設の取組みを検討しまして、循環型社会構築部会のほうに報告させていただくような形で考えております。以上でございます。

○会長

何かこのことに関連してご意見ございますか。よろしゅうございましょうか。施設を作るのも大事ですけど、出さないことが大事ですから、そのための取組みというのをもっとちゃんとやらないといけませんよね。

4 閉会

○会長

本日は大変重要なお指摘を色々いただきましてありがとうございます。最後に環境政策部長からご挨拶がございます。

●事務局（環境政策部長）

本日は長時間に渡りまして精力的にご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。本日の審議を十分に踏まえながら、今後の事務を進めさせていただきたいと考えております。

また、委員の皆さま方におかれましては任期が本年の8月31日までとなっております、本日が任期中の最後の総会ということになってございます。皆さまの2年間のご尽力に対しまして深く感謝申し上げますと共に、今後とも本市の環境行政の推進につきまして、ご指導とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○会長

どうもありがとうございました。本日はこれで終わります。